

## 基本情報

指標番号  
2106\_2

名称  
精神疾患で入院した症例における身体拘束割合（高齢者を除く、GAF30以下）

分母  
精神疾患で入院した延べ症例数（高齢者を除く、GAF30以下）

分子  
身体拘束を実施した症例数

指標群  
精神科

意義  
身体拘束による身体的、精神的、社会的な弊害に対する安全性指標(プロセス指標)

年度  
2010,2012,2014,2016,2018,2020,2022

必要データセット  
DPC 様式1

## 指標の定義算出方法

### 分母の定義

1. 解析期間に退院した症例を対象とする
2. このうち、主に精神科疾患の治療のため入院した症例 最も医療資源を投入した病名の ICD-10 コードが F\$である症例
3. このうち入院時 GAF 尺度が 30 以下の症例
4. このうち、入院時年齢が 80 歳以上の症例を除外する
5. 調査対象となる一般病棟への入院の有無が「0」の症例を除く

### 分子の定義

1. 精神保健福祉法に基づいて身体拘束が行われた症例 精神保健福祉法に関する情報のうち、精神保健福祉法に基づく身体拘束日数で 1 日以上のある症例 2010 年度～2013 年度様式 1：精神保健福祉法に基づく身体拘束日数 2014 年度様式 1～：コード M170020、ペイロード種別：精神保健福祉法に関する情報、項目名：精神保健福祉法に基づく身体拘束日数

## その他

薬剤一覧の出力  
いいえ

リスク調整因子の条件

### 指標の算出方法

分子÷分母

### 指標の単位

パーセント

### 結果提示時の並び順

昇順

### 測定上の限界・解釈上の注意

1. 身体拘束とは、精神保健福祉法に基づいて行われる行為に限定され、点滴などを目的に同法に基づかずに短時間四肢等の一部を拘束する行為は含まれない。身体拘束は患者にとって病気そのものの苦痛に加え、精神的な苦痛を与えるとともに、ベースにある精神疾患を増悪させることもあるため、必要最小限で実施することが必要である。高齢者に対しても、身体拘束は望ましくない。ただし、高齢者の場合、認知機能の低下や廃用症候群など本指標で計測したいものとは異なる症例が含まれる可能性が高く、計測から除外した。

### 参考資料

#### 参考値

#### 参考資料

1. 身体拘束ゼロへの手引き.厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」;2001.  
<http://www.dochoju.jp/soudan/pdf/zerohenotebiki.pdf>
2. 石川秀也.身体拘束廃止につながる-考察-その経過・現状・今後-
3. 精神科救急医療体制に関する検討会報告書;2011  
<http://www.japc.or.jp/library/data/fukushi/kyu/siryoy1-3.pdf>
4. 野田寿恵.精神保健福祉資料(630 調査)を用いた隔離・身体拘束施行者数の分析.精神医学. 2012. 317-323